

第 4 8 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「日額及び月額報酬」を「日額をもって定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもって定められた報酬（以下「月額報酬」という。）」に改め、同項第 1 号中「日額をもって定められた報酬」を「日額報酬」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 月額報酬は、その者が委員長（会長を含む。以下同じ。）又は委員の職に就いた当月分から、任期満了、辞職、失職、解職、死亡等によりその職を離れた当月分までを支給する。ただし、月の途中にその職に就いた場合又は任期満了、辞職、失職、解職、死亡等によりその職を離れた場合の当月分の月額報酬は、当月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額を支給する。この場合において、計算した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 月額報酬を受ける委員長又は委員が、その職を離れた日又はその翌日に離れた職と同じ職に就いたときは、その離れた職に引き続き在職

していたものとみなす。

第3条第3項を削る。

第4条各号列記以外の部分中「日額及び月額報酬」を「日額報酬及び月額報酬」に改め、同条第1号中「日額をもって定められた報酬」を「日額報酬」に改め、同条第2号中「月額をもって定められた報酬」を「月額報酬」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

付 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

月額報酬の日割計算に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。